# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成26年4月

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間企業の従事者に比べ高額になっているのではないかとの国民等の厳しい批判があるところであります。そこで、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、技能労務職員等の給与等について住民の理解と納得が得られるものとなるよう、総合的な点検を実施し、適正な給与制度の運用を実施するため、この取組方針を策定・公表するものです。

#### 1. 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢のデータ及び民間従業員のデータ

				公剂	务員		参考			
区	:分	T 47 F 40	職員数	平均給料	平均給与月額	平均給与月額		亚拉左松	平均給与月額	Λ /D
		半均年節	<b></b>	月額	(A)	(国ベース)	民間の 類似職種	平均年齢	(B)	A/B
λili∃	比市	歳	人	Ħ	円	円				
ЩА	4P 1 1	47. 7	45	278, 061	302, 154	291, 422				
	用務員	歳	人	円	円	円	用務員	歳	円	1. 47
		50. 1	19	286, 700	298, 006	298, 364	用彻县	53. 7	202, 700	1.47
	自動車	歳	人	円	円	円	自家用自動	歳	円	1. 23
	運転手	51.9	9	297, 156	341, 212	311, 022	車運転者	52. 4	276, 700	1. 23
	その他	歳	人	円	円	円				
	C ON IB	42. 8	17	258, 296	286, 113	273, 286				
∓ılı □		歳	人	円	円	円				
松口	田県	49. 0	313	321, 752	368, 305	344, 980				
E	Ħ	歳	人	円		円				
	븨	49. 9	3, 272	272, 119 (286, 850)	_	309, 534 (325, 400)			_	

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。 (平成21年~23年の3カ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全には一致していません。
- ※ 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。
- ※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(\*)」としています。 (その他、数値のない欄については、すべて「ハイフン(-)」としています。)
- ※ 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、時限的な(2年間)給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

# (2) 職種ごとの年齢別の人数

## ① 用務員

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
区刀	未満	~23歳	~27歳	~31歳	~35歳	~39歳	~43歳	~47歳	~51歳	~55歳	~59歳	以上	_
職員数						1	4	2	4	3	5		19

# ② 自動車運転手

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
区刀	未満	~23歳	~27歳	~31歳	~35歳	~39歳	~43歳	~47歳	~51歳	~55歳	~59歳	以上	пΙ
職員数								3		4	2		9

## ③ その他

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
区切	未満	~23歳	~27歳	~31歳	~35歳	~39歳	~43歳	~47歳	~51歳	~55歳	~59歳	以上	ĀΙ
職員数			3	1		2	2	3	2	1	3		17

## (3) その他給与に関する事項

# ① 給料表について

国の行政職給料表(二)を適用しています。(ただし、級は4級まで(国は5級まで))

### ② 特殊勤務手当について

区分	支 給	額
社会福祉業務に従事した職員	1日につき	290円

#### ③ 昇給について

毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給します。

# 2. 基本的な考え方

技能労務職については、原則として退職不補充による職員数の削減をしていきます。また、その業務について検討し、見直し、又は指定管理者制度及び業務委託の活用により民間委託を推進します。 給与等については、国、県、近隣市の動向を考慮し、改正等を実施していきます。

# 3. 具体的な取組内容

給料表、特殊勤務手当については、平成17年9月合併時に大幅な見直しを実施しており、今後は、 国の改正等を踏まえ見直しを実施していきます。

## 4. その他

## 年度別退職予定者数

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度以降
退職予定者数	2人	1人	3人	4人	2人	3人	30人